

業務指示書

ウガンダ国クイーンズウェイ変電所改修計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年2月26日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力供給計画・設備に係る各種調査 (O/D、B/D、D/D、S/V)

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者(総括)を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者(副総括)を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めない。

(○) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認める(ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない)。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合、3点の加点を行います。(「第9 プロポーザルの評価」参照)。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者(業務主任/電力計画)】

(業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)も同様の項目)

- 1) 類似業務の経験：電力計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域(ウガンダ及び全途上国での業務の経験)
- 3) 語学力(語学は認定書(写)を添付)英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備】

- 1) 類似業務の経験：変電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ウガンダ 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送電設備】

- 1) 類似業務の経験：送電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月7日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(UGS1 = 0.041 円, US\$1 = 102.46 円, EUR1 = 139.47 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定され
た実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/電力計画
変電設備
送電設備

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人数

7.99 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月20日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。 27

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
 - ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
 - ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ② 業務の実施方針等
 - ③ 業務従事予定者の経験・能力
 - ④ 若手育成加点*
 - ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

 - ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

- 1 配布・貸与資料
 - ・ 機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。
- 2 プロポーザルの報酬
 - プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- 3 プロポーザルの目的外不使用
 - プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。
- 4 プロポーザルの返却
 - 不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- 5 虚偽のプロポーザル
 - プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- 6 プロポーザル作成に当たっての資料
 - プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。
 - (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：
JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。
 - (2) 業務実施契約に係る様式：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (7)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
ウガンダ国クイーンズウェイ変電所改修計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/電力計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 送電設備	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

近年ウガンダは約7%の高い経済成長を遂げており、2007年から2012年までの電力需要は年率9.7%で増加している。2013年時点のウガンダの電力供給は約560MW（設備容量820MW）であるが、2020年には電力需要は約1,000MWに達すると言われている。増加する電力需要に対応するため、ウガンダ政府は発電能力の増強を喫緊の課題としており、水力、火力、地熱等を活用した発電所の計画を進めている。一方で急増する電力需要に対応する送配電施設の整備が遅れており、首都カンパラ市では電力供給の不安定化や計画停電が頻発するなど、行政や経済、市民の生活（貧困層も多く存在）に悪影響を及ぼしている。

カンパラ市の中心部に位置するクイーンズウェイ変電所は、1992年に我が国の支援により整備された、市内でも最も電力供給量が多い変電所（33/11kV）である。本変電所は、既に耐用年数を超えていることに加え、近年の経済発展に伴う電力需要の増加のため、過負荷状態での運用を余儀なくされている。変電機器が過負荷で故障すればカンパラ全体の大停電に繋がる恐れがあるため、現在、ウガンダ政府は計画停電によって電力供給を抑制している。送配電施設のキャパシティ不足により、今後計画されている、水力発電所の開発等により電力供給が増加しても、現状以上の電力量の送配電は困難となっている。かかる状況を踏まえ、クイーンズウェイ変電所をより高圧の132kV送電線から直接受電できるよう改修し、カンパラ市内の132kV変電所を既存6か所から7か所の体制に増強することが喫緊の課題となっており、今般、本変電所の改修に関する無償資金協力「クイーンズウェイ変電所改修計画」が我が国に要請された。

ウガンダ政府は、国家開発計画（NDP）において持続的な経済成長を通じた貧困撲滅を掲げ、電力・エネルギーセクターを最重要セクターの一つとしている。特に、2004年12月に策定された包括的な国家計画である「第3次貧困撲滅行動計画

（Poverty Eradication Action Plan：PEAP）」において、経済成長を重点分野の一つとして掲げ、経済成長、生産・競争力・所得向上には経済社会インフラの整備が不可欠との認識の下、電力セクター開発に取り組んでいる。本事業はこれら政策に合致する。また、我が国の対ウガンダ国別援助方針の重点分野「経済インフラ成長を実現するための環境整備」にも合致する。

以上を踏まえ、JICAは関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標：

ウガンダの首都カンパラ市中心部への電力供給が改善される。

(2) プロジェクトの成果

- 1) カンパラ市中心部における新規の基幹変電設備が整備される。
- 2) 上記変電設備へ電力供給する送電設備が強化される。

(3) 我が国への要請内容：

既設クイーンズウェイ変電所に 132/33kV 及び 132/11kV 変圧器を設置し、既設 132kV 送電線から電力を引き込み、既設の 33kV 及び 11kV 配電網に電力供給するもの。具体的な要請内容は以下のとおり。

- 1) 既設クイーンズウェイ変電所敷地内における変圧器の新設（132/33kV変圧

- 器(60MVA×1式)、132/11kV変圧器(40MVA×2式))
- 2) 既設クイーンズウェイ変電所敷地内における132kVガス絶縁開閉装置(1式)の新設
 - 3) 既設クイーンズウェイ変電所敷地内における配電盤の新設(33kV配電盤(1式)、11kV配電盤(1式))
 - 4) 既設132kV送電線から既設クイーンズウェイ変電所敷地内の変圧器までの地中送電線(132kV、500m)の敷設
 - 5) 既設クイーンズウェイ変電所敷地内における変電所建屋の新設
 - 6) 既設クイーンズウェイ変電所敷地内の既設33/11kV変圧器の取り外し
 - 7) SCADA他各種付帯設備機器
 - 8) 上記のプロジェクト実施に必要なコンサルティングサービス

(4) 対象地域(サイト)
ウガンダ国カンパラ市

(5) 関係官庁・機関

責任官庁: エネルギー鉱物開発省 (Ministry of Energy and Mineral Development / MEMD)

実施機関: ウガンダ送電公社 (Uganda Electricity Transmission Co. Ltd. / UETCL)

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、本調査にて、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ウガンダ国政府から無償資金協力の要請のあった「クイーンズウェイ変電所改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがウガンダ国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第1次現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第2次現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第2次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(3) ウガンダ国電力セクターの現況把握

ウガンダ国の電力セクター全般及び電力供給設備の現況および整備計画(特に送電分野)さらには他ドナー等の支援状況につき最新情報を十分把握する。その上で要請内容の同セクターにおける位置づけ、必要性、緊急性及び無償資金協力を実施する妥当性を十分確認する。なお、JICAがウガンダ国で実施した「水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(2009から2011年)や「カンパラ配電網整備計画基本設計調査」(1992年)の報告書、他ドナーの電力セクターに関する調査資料を収集・活用する。

(4) 実施機関および協力機関との協力体制の構築

本事業は、送電と配電の境界となる設備増強であり、実施機関であるUETCLに加え、ウガンダ国で配電事業を担うウガンダ配電公社(Uganda Electricity Distribution Co. Ltd./UEDCL)及びUEDCLの業務委託先であるUMEMEも重要な協力機関となる。これら両機関の十分な参画を確保した協力体制を構築する。

(5) 協力対象コンポーネントの検討

協力対象コンポーネントについては、潮流解析も踏まえ、代替案の可能性および以下の点にも留意しつつ適切な提案を行う。

1) 本事業は、カンパラ市中心部への電力供給改善を目標として、変電所の設備容量増強、更に供給信頼度改善の観点から、付帯的に必要となる対象コンポーネントを検討する。このため、本計画目標年度におけるカンパラ市中心部の電力需要想定を検証し、ボトルネックとなる送電線、変電所を特定した上で、適切な設備容量を検討する。この際、信頼度確保の観点から、信頼度基準(N-1基準等)を満足していることを確認する。

2) 本要請では、都市部の狭隘な用地における変電設備の増強のため、ガス絶縁開閉装置の導入が提案されている。同装置の導入については、ウガンダ国内における実績(世銀)、技術的妥当性や維持管理の持続性と同時に、今後のウガンダ国の送電整備における我が国技術の有効活用の観点でも検証する。

3) 本計画では、要請機材の設置を主たる協力とし、付随して必要となる変電所建屋をローカル等を活用して設置することも想定している。機材計画及び既存設備を配慮し適切な施設計画を立案する。

(6) 施工計画の検討

1) 地中送電線の敷設(交通への影響)

地中送電線は、既設132kV送電線から既設クイーンズウェイ変電所敷地内の変圧器までの約200mを2回線で結ぶ計画である(要請書には500mと記載されている)。地中線と架空線の比較優位を検討し、その上で地中線が妥当と判断される場合は、交通量の多い道路(約30m)を横切る必要があり、交通への影響を最小限とする施工計画を作成する。また想定されるルート上の用

地はいずれも政府所有のものであるが、今後、UETCLはウガンダ道路公社やカンパラ首都圏庁等の関係機関と調整する必要がある。最終的なルートについては、かかる調整の進捗や地上建造物の状況等を見極めた上で策定する。加えて、将来的な道路拡幅計画の有無についても確認する。

2) 工事中の停電対策

クィーンズウェイ変電所はカンパラ市中心部への電力供給を担っており、工事中の停電による影響が最小限となるよう施工計画を立案する。加えて、33kV及び11kV系統が同時に停電しないよう計画する。

3) その他変圧器

クィーンズウェイ変電所には、「カンパラ配電網整備計画」で導入した33/11kV変圧器の他、ウガンダ側が応急的に設置した33/11kV変圧器があり、ウガンダ側が撤去する計画である。同撤去計画のスケジュールを確認し、本事業に影響が生じないようウガンダ側と調整する。

(7) カンパラ市内電力供給設備の整備計画の更新

現時点で、他ドナーによるカンパラ市内の電力供給設備に係る具体的な整備計画はないが、飽和状態で運用されていることから整備更新は喫緊の課題となっている。ウガンダ側及び他ドナーの最新動向を継続的に更新し、本事業の計画に反映する。

(8) 既設33/11kV変圧器

取り外しを行う既設33/11kV変圧器が転用可能な状態にあるか確認する。転用可能な場合は、当初計画の目的に適合する形で適切に利用され、援助効果を十分発現していたかの検証を行う。加えて、ウガンダ側の転用計画を確認すると共に、その技術的妥当性を検証する。オーバーホールで必要なスペアパーツ・消耗品がある場合は、本プロジェクトに含めることも検討する。

(9) 運営・維持管理能力の確認、技術支援の検討

既存送変電設備の運営・維持管理状況を確認の上、UETCLが有する運営・維持管理上の課題を把握し、提言を行うとともに、事業計画に反映する。なお、ガス絶縁開閉装置の導入を計画する場合のソフトコンポーネント等、技術支援の要否、内容を検討する。

(10) 類似案件の評価結果の反映

ウガンダでの無償資金協力「地方電化計画」(1999年)の事後評価等では、スペアパーツの供給を行っていた現地商社の撤退により、事業完成後の維持管理に必要な部品の調達に遅れが生じた点が指摘されている。本調査では、スペアパーツ供給の安定性と入手可能性に関して調査を幅広く詳細に行うとともに、調達先の代替案を用意する等、実施段階での柔軟性を確保する。

(11) 環境社会配慮

本事業では、変電所および送電線の新設に伴う環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(10年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)上、カテゴリCと位置づけられる。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。

2) エネルギー分野および電力分野の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、ウガンダの電力セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて再確認する。

3) 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、緊急性を、代替案との比較も含め検証・分析する。

4) ウガンダ側及び他ドナーによるウガンダ市内の電力供給設備の整備計画を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

1) 実施機関のプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。

2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。

3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(5) サイト状況（自然条件、埋設物等）調査（現地再委託可）

本調査にて行う設計、据付計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、地形調査（建設予定地周辺地域の地盤高、形状）を実施し、機材計画、施設計画に反映させる。

具体的な自然条件調査（現地再委託可）の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙「自然条件調査仕様書」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(6) 潮流解析

カンパラ市内の電力供給設備の状況を確認の上、本事業での協力コンポーネントの妥当性確認に必要な潮流解析を行い、結果を事業計画に反映する。

(7) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）

を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（以下、「設計・積算マニュアル」という。）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本設計（機材の基本的仕様等）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

①機材計画

ア) 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。

イ) 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

②施設計画

ア) 変電所建屋の設置に際し、既設クイーンズウェイ変電所敷地内の使用可能な区画を確定する。

イ) 地中送電線設備の敷設に際し、適切なルートを確定する。

ウ) 建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。また、サイトクリアランスの状況（地中構造物、障害物の有無等を含む）について確認する。

エ) 他の既存変電及び地中送電設備における事故歴、施設・機材への影響度、発生原因等を確認し、必要に応じて、協力対象となる新設変電及び送電設備、建屋の計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

3) 概略設計図

4) 施工・据付計画

- ・ 施工・据付方針
- ・ 施工・据付上の留意事項
- ・ 施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

(8) 既設33/11kV変圧器の効果の確認

「カンパラ配電網整備計画基本設計調査」（1992年）で計画した効果の発現状況とウガンダ側の転用計画を確認・検証する。

(9) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のウガンダ国政府の免税措置を整理し、確認する。

(10) プロジェクトの維持管理計画の立案

協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(11) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2011年3月）」（以下、「報告書作成ガイドライン」という。）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(12) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(13) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標の候補として、①裨益対象世帯・施設数、②設備容量、③停電時間・頻度、④電圧降下、⑤電力損失等を想定している。

(14) 気候変動対策案件としての検討

プロジェクトの実施により電力損失の低減が図られる場合、温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA

Climate-FIT(Mitigation)) 等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

(15) 対象候補コンポーネントの優先順位づけと先方政府との調整

対象候補のコンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにウガンダ国側との調整を行う。

- ① 各地域における需要予測の再確認と各コンポーネントの裨益効果
- ② 他援助による支援計画やウガンダ政府側事業との整合性
- ③ 各コンポーネントの事業費
- ④ 必要な許認可と所要期間の確認
- ⑤ 系統安定化への貢献度

(16) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(17) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をウガンダ国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(18) 準備調査報告書等の作成

ウガンダ国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から(9)を成果品とする。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 4 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 25 部、 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 7 部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文 7 部 英文 12 部、 |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む) | |
| (6) 機材仕様書 | : 和文 2 部 英文 2 部、 |
| (7) 概要資料 | : 和文 6 部及び CD-R3 枚 |
| (※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む) | |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文(製本版) 8 部及び |
| CD-R2 枚 | |
| (※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む) | |
| | : 英文(製本版) 8 部及び |

CD-R3 枚

: 和文（簡易製本版）3 部及び

CD-R2 枚

(9) デジタル画像集
枚程度)

: CD-R2 枚（デジタル画像 40

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については2009年3月に策定された設計・積算マニュアルの補完編を、その他については報告書作成ガイドラインを参照する。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2014年4月中旬より第1次現地調査、2014年8月中旬に第2次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2014年8月下旬までに概要資料、2014年11月30日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：16.43M/M

(2) 業務従事者の構成

- 1) 業務主任／電力計画 (2号)
- 2) 変電設備 (3号)
- 3) 送電設備 (3号)
- 4) 潮流解析
- 5) 施設計画
- 6) 調達計画／積算

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合には、理由を付しプロポーザルにて提案すること。

また、上記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料

配布資料：無償資金協力要請書。（「水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（2009から2011年）及び「カンパラ配電網整備計画基本設計調査」（1992年）はJICA図書館のホームページで閲覧可能。）

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程

第1次及び第2次現地調査にはJICAからの調査団参加を予定している（各8日を目途）。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第1次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第2次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している地形調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2013年11月）」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任のJICA団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、JICA団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全への配慮

ウガンダの治安は比較的安定しているが、JICAウガンダ事務所との連携を密にし、通信手段の確保等安全確保には最大限の注意を払う。

以上

